

富士見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

1 概要

教育に関する事務のうち、スポーツに関すること及び文化に関することについて、市長が管理し、及び執行させるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づき、富士見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するもの。

2 制定内容

①規定内容（本則）

スポーツに関すること及び文化に関することについて、市長が管理し、及び執行する旨を定める。

②関係条例の整備（附則関係）

- ・富士見市スポーツ推進審議会条例
- ・富士見ガーデンビーチ条例
- ・富士見市立市民総合体育館条例

3 施行日

令和3年4月1日

富士見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第2号及び第3号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（富士見市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 2 富士見市スポーツ推進審議会条例（昭和52年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は」及び「教育委員会又は」を削る。

第4条第1項中「次の各号に掲げる者の中から教育委員会が、市長の意見を聴いて任命する」を「次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会事務局社会体育担当課」を「協働推進部」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（富士見ガーデンビーチ条例の一部改正）

- 3 富士見ガーデンビーチ条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

（富士見市立市民総合体育館条例の一部改正）

- 4 富士見市立市民総合体育館条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書及び第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項第3号及び第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

富士見ガーデンビーチ条例（平成17年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める業務</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p>

富士見市立市民総合体育館条例（平成17年条例第33号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u> _____が必要と認める業務</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、事情があるときは、指定管理者は、<u>市長</u>の承認を得て臨時に休館日を定め、又は変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 体育館の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、事情があるときは、指定管理者は、<u>市長</u>の承認を得て臨時にこれを変更することができる。</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が必要と認める業務</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、事情があるときは、指定管理者は、<u>教育委員会</u>の承認を得て臨時に休館日を定め、又は変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 体育館の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、事情があるときは、指定管理者は、<u>教育委員会</u>の承認を得て臨時にこれを変更することができる。</p>

(利用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他この条例及びこの条例に基づく規則_____に違反したとき。

2 (略)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則_____で定める。

(利用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

2 (略)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。